

ピンポイント 組合運営 PINPOINT!

理事の代理人による
理事会出席について

質問

組合の理事が理事会に出席できない時は、
代理人を参加させることができますか。

回答

組合の理事は個人的信頼に基づき選任され、かつ、組合と委任契約を締結した者ですから、その権利の行使及び義務の履行は、理事自らの意思及び行為として行われるべきです。また、中協法第36条の6第3項においては、組合が特に定款に定めた場合には書面によって理事会の決議に参加することができるとしていることの反対解釈から、理事は、代理人によって議決権を行使することはできません。

組合の力をさらに伸ばすために!

あなたも

組合士!

中小企業組合に従事する方々の資質の向上を図るため、その職務に必要な知識に関する試験(毎年12月の第1日曜日)を行い、合格者に「中小企業組合士」の称号を与えます。現在、中小企業組合士の方々は、組合、金融機関など各分野で活躍されています。

(平成24年度中小企業組合検定試験「組合制度」第1問より加工抜粋)

第1問 次の設問について、解答用紙の解答欄に400字以内で記述しなさい。(400字を超えた場合は減点します。)

(設問1) 中小企業の協同組合と株式会社の相違について述べなさい。

解答は、P15に記載してあります。組合士及び検定試験に関するお問い合わせは、中央会 企画振興課までお気軽にどうぞ!

先進組合を紹介します。

全国の先進的、先駆的な組合の中から、平成24年度に調査した事例を紹介します。組合の詳細については、企画振興課までご連絡ください。

テーマ●製品の共同開発

東日本プラスチック製品加工協同組合(東京)

組合員の既存技術を活かしオリジナル製品の開発に取り組む

組合青年部のメンバーが中心となって、災害時に適した折りたたみ式の貯水タンクを商品化。災害時に役立つ防災用品として高い評価を得るとともに、組合員の技術力を内外に示した。

<http://www.toupla.jp/>

山口県石材加工協同組合(山口)

組合員自身の問題解決と環境に配慮した「石籠」づくり

組合員自身の問題解決と社会的要請に応える環境に配慮した共同経済事業の可能性を探り、資源の有効利用と組合員事業費用低減の両立を実現する。

<http://y-stone.axis.or.jp/>